

○大阪国際空港一般駐車場管理規程

(平成 28 年 1 月 20 日 規程第 47 号)

最終改正 平成 31 年 1 月 1 日 規程第 76 号

(目的及び契約の成立)

第 1 条 この規程は、関西エアポート株式会社（以下「会社」といいます。）が運営する大阪国際空港内の一般駐車場（以下「駐車場」といいます。）に関し必要な事項を定めることを目的とします。

2 駐車場の利用者（以下「利用者」といいます。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとします。

(駐車場の名称等)

第 2 条 駐車場の名称、駐車場管理者の名称及び主たる事務所の所在地等は、別表第 1 に掲げるとおりとします。

(駐車区分)

第 3 条 駐車場に駐車することができる車両は、別表第 2 に掲げる車両（積載物及び取付物を含みます。以下同じ。）とします。

(供用時間)

第 4 条 駐車場の供用時間は、24 時間とします。

2 前項の規定にかかわらず、会社は供用時間を変更することがあります。

(供用の休止等)

第 5 条 会社は、次の各号に掲げる場合は、駐車場の全部又は一部について供用を休止し、車路の通行止等を行い、若しくは駐車位置を変更し、又は駐車車両の退避を要請することがあります。

(1) 災害又は事故により駐車場の施設若しくは器物が損壊し、又は損壊するおそれがあるとき。

(2) 保安上供用の継続が適当でないとき。

(3) 工事、清掃等を行うため必要があるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上特に必要があるとき。

(駐車場の出入)

第 6 条 利用者は、駐車場入口において駐車票の交付を受けて下さい。

- 2 利用者は、会社が指示し、又は誘導する位置に駐車して下さい。
- 3 利用者は、駐車場出口において駐車票を提出し、所定の駐車料金をお支払い下さい。この場合において、会社は利用者に領収書を交付するものとします。
- 4 前項の規定にかかわらず、定期駐車券の利用者又は別に定める方法により駐車料金を支払った利用者に対しては、会社は、駐車料金の徴収及び領収書の交付を省略するものとします。
- 5 利用者は、会社が駐車票又は定期駐車券の提示を求めたときは、これに応じて下さい。

(出車申請)

第7条 利用者は、駐車票を紛失し、又は滅失したときは、出車申請書(第1号様式)を提出して、会社の出車承認を得て下さい。この場合においては、会社が確認した入車時刻から出車時刻までの時間を駐車時間とみなします。

(駐車場の通行)

第8条 駐車場において車両を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守して下さい。

- (1)速度は、毎時10キロメートルを超えないこと。
- (2)追越しをしないこと。
- (3)警笛をみだりに使用しないで静かに運転すること。
- (4)駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- (5)標識、標示その他会社の指示に従うこと。
- (6)その他道路交通関係法令に定める道路交通に準じて通行すること。

(禁止行為)

第9条 駐車場において、次の各号に掲げる行為をしないで下さい。

- (1)駐車位置において出入車時以外に原動機をみだりに作動させること。
- (2)駐車位置以外の場所又は車路をみだりに使用すること。
- (3)車両に燃料を補給し、又は車両から燃料を抜き出すこと。
- (4)利用者以外の者が駐車場に立ち入ること。
- (5)他の利用者の駐車位置及び会社の事務室、料金所、機械室、倉庫等にみだりに立ち入ること。
- (6)所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (7)所定の容器以外に物を捨てること。
- (8)駐車場に駐車させた車両内で宿泊すること。
- (9)物品の販売、陳列等又は文書の配布、掲示等を行うこと。
- (10)募金、署名運動、宣伝、演説又は飲酒を行うこと。
- (11)駐車場の施設、器物又は車両を滅失し、き損し、又は汚損するおそれのある行為をす

ること。

(12)前各号に掲げるもののほか、会社の業務又は他の利用者の利用の妨げとなる行為をすること。

(退去等)

第10条 会社は、前条の規定に違反した者及び次条各号に該当する車両に対し、駐車場からの退去等の措置を講ずることがあります。

(駐車拒否)

第11条 会社は、駐車場が満車である場合において駐車を拒否するほか、駐車しようとする車両が次の各号の一に該当するときは、駐車を拒否するものとします。

- (1)爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき。
- (2)著しい騒音若しくは臭気を発し、又は多量の排気ガス等を出すとき。
- (3)非衛生的な物を積載し、取り付け、又は液汁を出し、若しくは物をこぼすとき。
- (4)運転者が酒気を帯び、又は無謀な運転をするおそれがあるとき。
- (5)隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき。
- (6)その他駐車場の管理上特に支障があるとき。

(出車拒否)

第12条 会社は、出車しようとする車両が次の各号の一に該当するときは、出車を拒否することができるものとします。

- (1)利用者が正当な理由なく駐車票を返納しないとき。
- (2)利用者が出車時に所定の額の駐車料金を納付しないとき。
- (3)次条に規定する措置をとるため必要があるとき。

(事故の届出、応急措置)

第13条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、直ちに、会社に届け出て下さい。

- (1)駐車場において交通事故を起こしたとき。
- (2)駐車場の施設、器物又は車両を滅失し、き損し、又は汚損したとき。
- (3)車両に異常を発見したとき。
- (4)駐車場において交通事故、火災又は犯罪行為を発見したとき。

2 会社は、前項の届出があったとき又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、速やかに必要な措置をとるものとします。

3 利用者は、前項の規定により会社のとる措置に協力するものとします。

(駐車時間)

第 14 条 駐車時間は、入車時刻から出車時刻までの時間とします。ただし、事前に届出のあった場合を除き、同一の車両を引き続き 14 日を超えて駐車しないで下さい。

(駐車料金)

第 15 条 駐車料金は、別表第 3-1 又は別表第 3-2 に掲げるとおりとします。

2 会社は、特に必要と認めた場合、駐車料金を割引き、又は無償とすることができます。

(駐車料金の徴収猶予)

第 16 条 会社は、利用者にやむを得ない事情があると認めるときは、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、駐車料金の徴収を猶予して出車させるものとします。

(身体障害者等割引)

第 16 条の 2 次の各号に該当する者が乗車する自動車が、大阪国際空港駐車場に駐車する場合の駐車料金については、第 15 条の規定にかかわらず、別表第 3-1 第 3 項の適用を受けることができます。ただし、大阪国際空港第 2 駐車場においては割引の適用はありません。

- (1)身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2)療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成 7 年 5 月 19 日法律第 94 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4)その他前各号に準ずる手帳の交付を受けている者

(定期駐車券)

第 17 条 会社は、大阪国際空港内の事業所に勤務する者に対し、通勤目的で使用する場合に限り、車両を特定して、通用期間 2 箇月の定期駐車券を発行するものとします。

- 2 会社は、必要があると認めた場合は、定期駐車券の発行を停止又は制限することがあります。
- 3 定期駐車券により駐車することができるのは、会社が指定した区画とします。
- 4 定期駐車券により前項に定める駐車場を利用しようとする者は、定期駐車券購入申込書（第 2 号様式）を会社に提出してください。
- 5 定期駐車券を紛失した場合は、会社に所定の手数料を支払うことにより、再発行を受けることができるものとします。
- 6 利用者が定期駐車券を改ざんし、又は不正に使用したときは、会社はこれを没収します。
- 7 会社は、駐車場が満車である時は、利用者の駐車を拒否することができます。この場合において、料金の払い戻しはいたしません。

- 8 利用者が、通用期間を超えて駐車した場合の会社の損害金は、時間駐車料金 によるものとしします。
- 9 利用者は、定期駐車券を転貸し、又は譲渡してはなりません。
- 10 利用者は、駐車する車両を変更しようとするときは、あらかじめ会社に届け出て下さい。

(定期駐車券の払い戻し)

- 第 18 条 会社は、通用期間の定期駐車券に 1 箇月以上の未使用の期間があるときは、既に支払った定期駐車料金から、使用経過月数に相当する料金（別表第 3-1 参照）を差し引いた残額を払い戻します。
- 2 前項の計算については、払い戻し請求の当日は経過日数に算入し、また 1 箇月未満の経過日数は 1 箇月として計算します。

(不正利用に対する割増駐車料金)

- 第 19 条 会社は、利用者が不正な方法により駐車料金の全部又は一部の支払いを免れたときは、駐車料金及び免れた金額の 2 倍に相当する割増駐車料金を徴収します。

(引取りの請求)

- 第 20 条 時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいいます。）が予め会社へ届出を行うことなく第 14 条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、又は定期駐車券利用者が、通用期間の終了となった日から起算して 14 日を超えて車両を駐車している場合において、会社はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、会社が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができるものとしします。
- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、若しくは引取ることができないとき又は会社の過失なくして利用者を確認することができないときは、会社は、車両の所有者等（自動車検査証等に記載された所有者及び使用者をいいます。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により会社が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができるものとしします。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、会社に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとしします。
  - 3 前 2 項の請求を書面により行う場合は、会社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができるものとしします。
  - 4 会社は、第 1 項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、会社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとしします。

(車両の調査)

第 21 条 会社は、前条第 1 項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができるものとします。

(車両の移動)

第 22 条 会社は、第 20 条第 1 項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとします。

(車両の処分)

第 23 条 会社は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は会社の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期間内に引取りがなされないときは、催告をした日から 90 日を経過した後、利用者へ通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

2 会社は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示することとします。

3 会社は、第 1 項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるとき利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとします。

(損害賠償)

第 24 条 会社は、駐車場内における車両若しくはその積載物の盗難、紛失その他の損害については一切責任を負いません。会社は、利用者が駐車場の他の利用者その他第三者の行為又は駐車場内に存在する車両、その付属品若しくは積載物に起因して被った被害その他駐車場内で発生した会社の責に帰さない事由に起因して被った損害について責任を負いません。

2 利用者は、この規程に違反した場合又は故意若しくは過失により駐車場の施設若しくは器物を滅失、き損若しくは汚損した場合は、それにより会社が被った被害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を

含みます。)を賠償して頂きます。

(附帯業務)

第 25 条 駐車場において物品の販売及び飲食物の提供に係る業務を行おうとする者は、会社の承認を受けて下さい。

(実施に関し必要な事項)

第 26 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

2 利用者は、この規程に定めるところによるほか会社が掲出する看板等に記載する注意事項を遵守して下さい。

(裁判管轄)

第 27 条 この規程に関する争いは、大阪地方裁判所又は会社の所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

ただし、平成 28 年 3 月 31 日までに入庫し、この規程の施行後に出庫する場合の駐車料金については、新関西国際空港株式会社の定めた駐車料金と通算し、会社が徴収します。

附則

この規程は、平成 29 年 12 月 20 日から施行します。

ただし、平成 29 年 12 月 19 日までに入庫し、この規程の施行後に出庫する場合の駐車料金は、施行日にかかわらずこの規程の施行前の料金体系を継続して適用した場合の料金と施行後の料金体系を入庫時から適用した場合の料金のうち、いずれか少ない方の金額を徴収します。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 18 日から施行します。

附則

この規程は、平成 30 年 7 月 20 日から施行します。

附則

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行します。

別表第1（第2条関連）

駐車場の名称	大阪国際空港駐車場、大阪国際空港第2駐車場
駐車場管理者の名称	関西エアポート株式会社
駐車場管理者の所在地	大阪府泉佐野市泉州空港北一番地
代表者の氏名	代表取締役社長 山谷 佳之

別表第2（第3条関連）

駐車区分	内容
普通自動車	全長6m未満の自動車



別表第3-1（第15条、第16条、第16条の2、第17条及び第18条関連）

大阪国際空港駐車場

（消費税および地方消費税込み）

駐 車 区 分	駐車時間の単位	通常期料金	多客期料金
1. 普通自動車	入場から30分まで	免 除	免 除
	1時間まで	300円	400円
	1時間30分まで	450円	600円
	2時間まで	600円	800円
	2時間30分まで	750円	1,000円
	3時間まで	900円	1,200円
	3時間30分まで	1,050円	1,400円
	4時間まで	1,200円	1,600円
	4時間30分まで	1,350円	1,800円
	5時間まで	1,500円	2,000円
	5時間30分まで	1,650円	2,200円
	6時間まで	1,800円	2,400円
	6時間30分まで	1,950円	2,600円
	7時間まで	2,100円	2,800円
	7時間30分まで	2,250円	3,000円
	8時間まで	2,400円	3,200円
	8時間30分から24時間まで一律	2,500円	3,400円
		24時間経過以降24時間毎に以下の料金を加算	
	1時間まで	300円	400円
	2時間まで	600円	800円
	3時間まで	900円	1,200円
	4時間まで	1,200円	1,600円
	4時間以降 一律	1,500円	2,000円
2. 定期駐車券利用者 (月極普通自動車)	2箇月	20,571円	
3. 身体障害者等割引	駐車料金の1/2		

- ※ 駐車料金に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。ただし、身体障害者等割引適用の定期駐車料金は、1円未満の端数を四捨五入するものとします。
- ※ 第18条第1項に定める使用経過月数に相当する料金は、1箇月あたり10,286円(身体障害者等割引適用の場合は、1箇月あたり5,143円)とします。
- ※ 多客期とは、以下のとおりとします。
  - ①3月21日～4月5日、4月29日～5月5日、7月15日～8月31日、12月28日～1月4日
  - ②国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第2条に規定される国民の祝日並びに同法第3条第2項及び第3項に規定される休日並びに土曜日及び日曜日(以下「休日等」といいます。)が連続して3日間以上となる場合、その連続する期間
  - ③前掲①の各期間と休日等が連続する場合、その連続する期間
- ※ 通常期と多客期を跨いで駐車する場合の駐車料金は、入庫時から24時間までの期間は、入庫時点の料金を適用します。入庫後24時間経過後は、その時点の料金を適用することとし、以降24時間経過ごとに同様とします。

別表第3-2(第15条、第16条関連)

大阪国際空港 臨時駐車場

(消費税および地方消費税込み)

駐 車 区 分	駐車時間の単位	通常期料金	多客期料金
1. 普通自動車	1時間まで	100円	同左
	2時間まで	200円	
	3時間まで	300円	
	4時間まで	400円	
	5時間まで	500円	
	6時間まで	600円	
	7時間まで	700円	
	8時間まで	800円	
	9時間まで	900円	
	9時間以降、24時間まで一律	1,000円	
	24時間経過以降24時間毎に以下の料金を加算		
	1時間まで	100円	
	2時間まで	200円	
	3時間まで	300円	
	4時間まで	400円	
	5時間まで	500円	
	6時間まで	600円	
	7時間まで	700円	
	8時間まで	800円	
9時間まで	900円		
9時間以降、24時間まで一律	1,000円		

※ 身体障害者等割引等、割引の適用はありません。

平成 年 月 日

関西エアポート株式会社

代表取締役社長 殿

### 出 車 申 請 書

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	
勤 務 先	
勤務先電話番号	

私は、駐車券を紛失しましたので、下記車両の出庫について一切の責任をもち、貴社にはご迷惑をおかけしませんので、出庫させてくださるようお願いいたします。

記

車種		車検番号	
車両番号		免許証番号	

----- 当社使用欄 -----

入車時刻		出車時刻	
駐車料金	円		
申請理由			

平成 年 月 日

関西エアポート株式会社

代表取締役社長 殿

大阪国際空港駐車場定期駐車券購入申込書

(ふりがな) 氏 名					
住 所					
電話番号					
車両番号	(例)大阪	53	さ	23 - 23	色
勤務先					
勤務先電話番号					
契 約 月	平成 年 月・ 月分				
金 額	円				

私は、以下の項目に同意し、上記のとおり定期券の購入を申し込みます。

○関西エアポート㈱が定める大阪国際空港一般駐車場管理規程に記載の諸規則、諸条件を順守します。  
これに違反したことにより駐車場で発生した事故等のトラブルについて、また、その他駐車場で発生したいかなるトラブルについても自己で責任を負うものとし、関西エアポート㈱への損害賠償請求等を行いません。

○申込書に記載された情報は、関西エアポート㈱が駐車場管理・運営のために利用することを了承します。  
また、関西エアポート㈱が、勤務先からの問い合わせに対し、契約内容を連絡することを了承します。

署名 \_\_\_\_\_

(当社記入欄)

受付年月日	平成 年 月 日
備 考	

関西エアポート株式会社